

2010年府労組連 夏季要求書

1. 労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。また、一切の不平等扱いをただちに解消すること。
2. 「大阪維新プログラム案」を撤回するとともに、「財政構造改革プラン」の策定によるさらなる府民施策の切り捨てや人件費削減、給与制度や人事制度の改悪を行わないこと。
3. 一時金の時限的カットを中止し、夏期手当を6月30日に支給すること。「職務段階別加算」を廃止し、全職員に一律に加算するとともに、勤勉手当への「評価結果」の反映、扶養手当の算出基礎からの除外を撤回すること。
4. 08年8月からの「財政再建プログラム案」に基づく給与カット、退職手当5%削減を直ちに中止するとともに、改悪された住居手当・旅費・通勤手当を復元すること。府関係職員の賃金の切り下げ・賃金抑制を改め、賃金・諸手当の抜本的改善、賃金体系の改善を行うこと。
5. 非常勤職員・非常勤講師等非正規職員の雇用の継続、賃金の引き上げ、労働条件の改善を行うこと。非常勤講師の賃金制度の改悪を元に戻し、08年度の水準を下回らないよう賃金を大幅に増額すること。
恒常的な業務を担っている非正規職員を正規職員に切り替えること。
6. 任用制度については、職員が働きがいを持って十分に能力を發揮でき、安心して職務に専念できる制度に改善すること。
7. 「首席・指導教諭」制度を廃止し、「特2級」適用をやめること。
8. 「再任用制度」については、希望者を全員雇用すること。運用にあたっては引き続き府労組連と十分協議すること。また、非常勤登録制度の運用の拡大、非常勤特嘱・若特制度、「教育専門員制度」を復活させること。
新たな高齢雇用施策は、「雇用と年金の接続」を大原則にすること。また、60歳の定年年齢を65歳まで延長する仕組みを検討するに当たっては、本人選択に配慮するとともに、早期退職による不利益をもたらさず、60歳前後の賃金水準を低下させることのないよう、府労組連と十分に協議すること。
9. 「評価・育成システム」「新人事評価制度」の「評価結果」の賃金リンク（一時金・昇給）は撤回すること。また、「評価・育成システム」は子どもと教育をゆがめる重大な問題を含むものであり廃止・撤回すること。「新人事評価制度」は、職場の矛盾と混乱を拡大する一方的な制度改変ではなく、抜本的な見直しを行うこと。
10. 大企業奉仕、府民・職員に犠牲を強いいる「大阪維新プログラム案」を撤回し、府民本位の財政再建を行うこと。「大阪版市場化テスト」を撤回すること。試験研究機関の独立行政法人化や指定管理者制度の拡大を行わないこと。
府民サービスの向上、少人数学級の拡大などゆきとどいた教育の推進、労働条件の改善に向け、大幅な定数増を行うこと。また、府立学校技術職員（校務担当）及び現業職員の「退職不補充・民間委託化」を撤回すること。
11. 府立5病院を直営に戻すこと。また、公的医療を守り拡充する立場から運営交付金を大幅に引き上げるとともに、医師・看護師確保のための抜本的な対策を講じること。早期退職が相次ぐ法人職員の賃金・労働条件の改善を指導すること。
12. 大阪府立大学の次期中期目標については、大学の自律性を尊重し、民主的な運営を保障すること。公立大学法人の設立団体として、大阪府立大学を他の国公立大学法人と同水準の学費で運営できるように運営交付金を増額すること。また、教育研究施設の耐震を含む安全確保については、I s 値0.3未満の学舎等を緊急に整備するため、十分な施設整備補助金を措置すること。
府立工業高専の独立行政法人化については、「法人化」に関係する情報を適宜、速やかに公開するとともに、当該教職員組合と協議を尽くすこと。また定数削減や勤務・労働条件の切り下げを行わず、勤務・労働条件に関わる一切の問題について、当該教職員組合と合意を前提とした協議をすすめること。空調を含む教育設備・施設の改善を行うこと。
13. 総務サービスセンターの現行システムは本来業務に支障をきたしており、人的措置を講じること。また、学校総務サービス事業については、事務室設置、研修の充実など、条件整備を引き続き行うこと。
14. 時短と労働条件改善のため、次の要求を実現すること。
 - (1) 1日の勤務時間を拘束8時間（実働7時間、週35時間）とする勤務時間条例の改正を行うこと。とりわけ、終業時間繰上げによる所定内勤務時間の15分短縮を直ちに実施すること。また、長時間通勤を改善し、実質的な労働時間の短縮をはかること。
 - (2) 年次有給休暇の取得を促進すること。
 - (3) 時間外勤務・恒常的残業をなくすため、抜本的対策を講じること。
時間外勤務は、原則として1日2時間、1週5時間、年間120時間と

- する上限規制を行い、最低限、当局自身が定めた年360時間の上限規制に責任を持ち、実効ある措置を講じること。厚労省通達に基づき、サービス残業を根絶する適切な措置を講じること。また、労基法「女子保護規定」廃止を口実とした労働条件の切り下げは行わないこと。
- 労働時間管理の現状を把握し問題点及びその解消等の検討をおこなう労使の「推進委員会」を設置すること。
- (4) 超過勤務の割増率を100分の150（深夜・休日等は100分の200）に引上げること。
5. 教職員の異常な長時間・過密労働を解消するため、以下のことを行うこと。
 - (1) 超過勤務ならびに休日出勤、休憩時間の取得状況など、労働実態調査を行うこと。また、協議の場を設けること。
 - (2) 教職員の勤務時間管理は、当該校の管理職の責任であることを明確にするとともに、超過勤務の解消や休憩時間の取得にむけた実効ある措置となるようすること。そのため、勤務時間管理にあたっては、「1週40時間、1日8時間」という労働基準法の規定を厳格に適用するとともに、4.6厚労省通知に従って実施すること。また勤務時間管理上の問題点やその解消策等について、労使協議を行なうこと。
 - (3) 授業持ち時間の上限規制、部活指導による超過勤務の縮減、80%の出勤率にもとづく定数配置、年齢構成の是正などを行うこと。
 - (4) 病休・産休等の代替講師、体育実技軽減等の非常勤講師を確保するための抜本的対策を講じること。また、地公法22条2項の脱法行為に等しい定数内講師等の大量採用をあらため、正規教職員を確保すること。
6. 育児にかかる短時間勤務制度及び高齢者部分休業制度については、安心して取得できる人員確保と職場環境の整備をはかること。また、正規職員での代替措置を行うこと。
7. 特別休暇等の拡充に向け、次の要求を実現すること。
 - (1) 特別休暇の拡充を行うとともに、諸権利行使を保障する条件整備（人員増など）をはかること。特別休暇の見直しで廃止した休暇について復元するとともに保育休暇の実質確保を行うこと。国の実施時期に遅れることなく、「子の看護休暇」の拡充、「短期の介護休暇」の新設をすること。
 - (2) 出産、育児、介護に係る休暇制度の拡充を図るとともに、代替要員の確保を行うこと。また、介護を理由とした退職者を生まない介護休暇制度の改善を図ること。介護を理由に退職した者の再雇用制度の創設については府労組連と引き続き協議すること。
 - (3) 次世代育成支援行動計画の見直し・改善へ向け、十分な労使協議を行うこと。
8. 「療養に専念させる」という本来の趣旨に沿った病気休暇・休職制度となるよう、制度を拡充すること。
9. 労働安全衛生対策を抜本的に強化すること。
 - (1) 労働安全衛生協議会（委員会）の拡充、定期健康診断の改善など健康管理体制の充実をはかること。また、職員診療所は廃止しないこと。
小・中学校における「医師の面接指導」体制の整備など、実効ある労働安全衛生体制を確立するよう強力に指導・推進すること。
 - (2) 精神疾患等による休職者の職場復帰に伴う対策を拡充すること。
 - (3) 脳ドック、ストレスドックに助成を行うこと。また、メンタルヘルス対策を強化すること。
 - (4) IT化に伴う職場環境の整備と安全衛生対策を講じること。
10. 障害を持つ府職員の採用枠の拡大と適職保障、支援制度、職場環境改善を行うこと。
11. 地公法42条に基づく福利厚生事業の拡充を図ること。
12. 府庁舎のWTC移転は行わず、耐震補強案の具体化を提示し、①快適で働きやすい職場環境の確保など職員の要求実現②便利で利用しやすいなど府民福祉の向上③政府・財界の地域支配の拠点ではなく、府民の自治と文化の育成の3項目を基本に府労組連と十分に協議すること。また、庁舎や執務室、府立学校などの職場環境の改善をはかること。
13. セクハラ、パワハラなどの防止対策の拡充を行うとともにそれがおこらない働きやすい職場環境と労働条件の改善をはかること。
14. 「男女雇用機会均等法」の主旨に基づき、採用・昇任・昇格・配置・研修などで男女差別は行わないこと。
15. 「安全・安心な学校」に向けて、教職員増、学校警備員や交通指導員の配置、警報装置の設置など、条件整備をすすめること。